

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	業務第16号 札幌市本庁舎低層用エレベーター保守管理業務
発 注 課	総務局 行政部 庁舎管理課
選 定 事 業 者	三菱電機ビルテクノサービス(株)北海道支社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
当該業務を履行するにあたっては、専門技術者が低層用及び非常用エレベータシステムに組み込まれた運転制御プログラム等に熟知していることが不可欠であり、この作業において、他の業者では、メーカー（三菱電機(株)）が独自開発したプログラムの把握・改定が困難であること、トラブル発生時の緊急対応や責任所在の切り分けが困難であり、不可能である。 従って、この業務を実施できる本市登録業者は、メーカーと提携関係にある保守管理専門業者である上記1者のみである。	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和4年1月24日